

カンボジア王国
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国政府
第 28 ANKr.BK 号

特別経済区の設立および管理に関する
2005 年 12 月 29 日付政令第 148 号
第 4.1.1 条の修正に関する
ANUKRET (政令 28)

以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/ 0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- カンボジア王国の投資法を公布する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号およびカンボジア王国の投資法改正法を公布する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号
- ノロドム・ラナリット殿下 (Samdech Krom Preah Norodom Ranariddh) の王国政府特別顧問およびカンボジア開発評議会の共同議長としての職務の終了に関する 2006 年 3 月 4 日付王国法第 NS/RKT/0306/111 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付閣僚会議令第 147 ANKr.BK 号
- 特別経済区の設立および管理に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 148 ANKr.BK 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 147 号第 1 条における調整に関する 2006 年 3 月 14 日付政令第 27 ANKr.BK 号
- カンボジア開発評議会の要請に応じて、

以下の通り決定する

第 1 条：

第 4.4.1 条は、2005 年 12 月 29 日付政令第 148 ANKr.BK 号において次の通り修正された。

第 4.4.1 条

特別経済区問題調査委員会 (SEZ-Trouble Shooting Committee) は、技術的または法的側面に関するものであれ、各省もしくは各機関の共同管轄権における問題であれ、または特別経済区管理局

もしくはカンボジア特別経済区委員会（CSEZB）の権限を超えるものであれ、特別経済区において発生したすべての問題を迅速に解決する義務を負う。

特別経済区問題調査委員会は、また、あらゆる苦情の処理機関として、地区開発者（Zone Developers）または地区投資者（Zone Investors）の苦情を解決する義務を負う。

本委員会は、評議会（CDC）内に設置し、その活動において評議会の印を使用する権利を有する。

特別経済区問題調査委員会の構成は、次の通り。

1- カンボジア開発評議会議長	議長	（フン・セン首相）
2- 閣僚評議会大臣	委員	（ソクソク・アン副首相）
3- 経済財務大臣	委員	
4- 商業大臣	委員	
5- 国土整備・都市化・建設大臣	委員	
6- 環境大臣	委員	
7- 鉱工業エネルギー大臣	委員	
8- 公共事業・運輸大臣	委員	
9- 労働・職業訓練大臣	委員	
10- カンボジア開発評議会事務局長	委員	
11- カンボジア特別経済区委員会事務局長	書記官	

必要に応じて、前述の委員会は、評議会の委員を招き、本委員会の各会議に出席させることができる。特別経済区問題調査委員会の会議の開催は、同委員会の共同議長の指示に従って、同委員会書記官の招聘により招集される。

第2条：

閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、計画大臣、商業大臣、カンボジア開発評議会、すべての関係省庁および機関の担当大臣および書記官、すべての関係州知事および特別市知事、ならびに第1条に記載する者は、その署名日より本閣僚会議令を有効に施行する。

プノンペン、2006年3月14日

首相

署名および印

フン・セン（HUN SEN）

提出先

経済財務省

第一書記兼 CDC 副議長

コン・ウィボル (Kong Vibol) より

サムデク (Samdech) 首相宛

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- 第 2 条に記載の通り
- 公文書保管所－記録所